## 災害廃棄物の処理の推進に向けた取組について

平成 24 年 3 月 13 日 環 境 省

## 1. 現状

特に被害が大きかった岩手県、宮城県、福島県の3県では約2200万トンと膨大な量の災害廃棄物が発生している。これらの災害廃棄物について、原則として、発災から3年後の平成26年3月までに処理を終えることを目標としている。(劣化、腐敗等せず、再生利用されるコンクリートくず等を除く。)

現在までに災害廃棄物の96%が仮置場に搬入されているが、処理が終わったものは6.7%であり、処理の促進を図る必要がある。

## 2. 処理の促進対策

## (1) 広域処理

被災地だけでは処理能力が不足しているので、放射性セシウムが不検 出又は低い濃度レベルのものについて、被災地以外での広域処理を進め ることが必要。広域処理が必要な量は約400万トンと推計。

しかし、放射性セシウムによる汚染の懸念を持たれていることもあり、 現在までに広域処理が行われているのは東京都、山形県、青森県に限ら れている。

今後、以下の取組により対策を強化する。

#### ①広域処理の要請

都道府県(被災3県を除く)に対して、昨年8月に公布された災害 廃棄物処理特別措置法に基づく受入れの協力を要請する。また、受入 れを表明している自治体に対しては、調整を経て、受入れをお願いし たい災害廃棄物の種類、量を明示して協力を要請する。

## ②受入れ基準等の設定

災害廃棄物の放射性物質濃度に関する広域処理の受入基準、焼却等の処理方法を災害廃棄物処理特別措置法に基づく措置として定める。

# ③自治体に対する支援措置

被災自治体だけでなく、受入れ自治体に対する支援措置を講ずることとし、受入れ自治体による放射能測定、処分場の建設や拡充に必要となる費用も財政支援を行う。

## (2) 再生利用等

できるだけ災害廃棄物の再生利用等を進めることが必要。

## ①建設資材

コンクリートなど不燃性のものについては、建設資材に再生し、道路の路盤材、防潮林の盛土材等に使用することができる。

木質系廃棄物はチップ化し、マルチング材として造成地等の表面に 利用することができる。

環境省としても、国立公園等整備事業において活用を図る。

②セメント工場や製紙工場での焼却等(原料又は燃料としての利用) 木くずなど可燃性の災害廃棄物については、セメント工場や製紙工 場の民間施設で原料又は燃料として使用することができる。併せて、 製造されたセメントが円滑に使用されるようにすることが重要。